

取調べの可視化 実現ニュース

2008
No.3

(通算第4号)2008.2.1

今の特集

- 日弁連特別研修「自白強要といかに闘うか—否認事件の弁護活動(捜査・公判前整理手続・公判)—」報告
- 民主党提出の可視化法案について
- 「取調べの可視化を求める緊急院内集会」開催される
- 取調べ録画DVDの謄写許可決定について
- 大阪地裁2007年11月14日決定について

編集責任：日本弁護士連合会 取調べの可視化実現本部

日弁連特別研修「自白強要といかに闘うか—否認事件の弁護活動(捜査・公判前整理手続・公判)—」報告

取調べの可視化実現本部事務局次長 森 直也



模擬接見をもとにアドバイスする講師の後藤貞人会員(大阪)

2007年12月13日、日弁連特別研修として、「自白強要といかに闘うか—否認事件の弁護活動(捜査・公判前整理手続・公判)—」が、弁護士会館講堂フレオにて開催された。この研修は、サテライト研修として、全国の弁護士会にも同時中継された。

検察庁は各地において、検察官の被疑者取調べの様子を一部録画・録音し、公判に証拠として当該録画DVDが取調べ請求されるに至っている。一方、裁判所においては、近時被告人の自白調書の任意性・信用性が否定される裁判例が頻出している。

本研修は、これら、刑事裁判を巡って刻々と変化する今日の状況を踏まえて、否認事件を受任した弁護人がなすべき適切な弁護活動とは何かを、捜査・公判前整理手続・公判の各段階に分けて、改めて検討する目的で行われた。

当日の研修は、新人弁護士(配役：桑形直邦〔57期・第二東京〕、佐藤正子〔58期・大阪〕、富田智和〔58期・兵庫〕)が、殺人の共犯者との嫌疑を掛けられた被疑者に接見等を行いながら、虚偽自白が取られないようにするための接見技術や、公判前整理手



公判前整理手続のポイントを説明する講師の前田裕司会員(東京)

続及び公判における任意性の争い方を、適宜刑事弁護のベテラン弁護士からアドバイスを受けながら実践していくという構成で行われた。特に、否認事件を手掛けたことがなく、虚偽自白調書の任意性を争ったことのない会員にも分かりやすく説明するため、適宜パワーポイントを利用し、また、弁護士が検察官や刑事を演じて作られた「取調べビデオ」の上映、失敗例と成功例を織り交ぜた模擬接見や模擬証人尋問を実演するなどの趣向を凝らした。内容的には、前記検察庁の一部録画・録音への対抗策や、裁判員裁判における公判での弁論等の在り方等、新しい問題点についても適宜触れられており、まさに、基本から応用まで、幅広く否認事件についての弁護活動の在り方を学べる内容となっていた。また、当日配布されたテキストは、刑事弁護の幅広い論点がQ&A形式で解説されており、豊富な書式も含めて、極めて実践的で分かりやすいものであった。

前述のように、刑事裁判の枠組みは、今大きく変わろうとしている。本法案の概要は以下の通りである。

2 本法案の概要

- (1) 本法案では、取調べの全過程の録画・録音が義務付けられ(第198条の2第1項前段)、その録画等は、「同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に」(第198条の2第1項後段)行われるとされている。そして、この記録媒体のうちの一つにつき、取調べ終了時に、速やかに、被疑者の面前で封印しなければならぬものとされ(第198条の2第2項前段)、この際、当該記録媒体が第198条の2第1項の規定により録画等がなされたものであることの確認を被疑者に求めることができ(第198条の2第2項後段)、この確認がなされたときは、封印に被疑者の署名押印を求めることがで
- (2) 次に、本法案では、被疑者、被告人、弁護人の記録媒体の閲覧、聴取、その複製の作成が認められているが(第198条の2第4項)、同時に、この複製等の適正な管理も義務付けられている(第198条の2第5項・第281条の3前段)。そして、この複製等については、目的外使用の禁止(第198条の2第6項・第281条の3後段)及び目的外使用禁止違反の罪(第198条の2第8項・第281条の3後段)が定められている。
- (3) さらに、本法案では、上記手続を実効あらしめるため、録画・録音、封印の手続に違反してなされた被疑者の弁解・被告人の不利事実の承認を内容とする供述証拠の証拠能力が否定されている(第322条第2項)。
- (4) そして、本法案では、公判前整理手続における弁護人の権利行使の便宜のため、検察官保管証拠の標目の一覧表の

3 おわりに

本法案は与野党が逆転した参議院へ提出されており、過去の民主党の衆議院への法案提出とは趣を異にしている。参議院で可決されることになれば、それは取調べの可視化制度導入のための重要な一歩となるので、本法案の審議の動向を今後十分注視していく必要がある。

(東京弁護士会会員)

民主党提出の可視化法案について

1 はじめに

2007年12月4日、民主党は取調べの可視化制度の導入等を内容とする刑事訴訟法改正案を参議院へ提出した。

本法案の概要は以下の通りである。

2 本法案の概要

(1) 本法案では、取調べの全過程の録画・録音が義務付けられ(第198条の2第1項前段)、その録画等は、「同時に、同一の方法により二以上の記録媒体に」(第198条の2第1項後段)行われるとされている。そして、この記録媒体のうちの一つにつき、取調べ終了時に、速やかに、被疑者の面前で封印しなければならぬものとされ(第198条の2第2項前段)、この際、当該記録媒体が第198条の2第1項の規定により録画等がなされたものであることの確認を被疑者に求めることができ(第198条の2第2項後段)、この確認がなされたときは、封印に被疑者の署名押印を求めることがで

が、取調べ全過程の可視化実現に向けての、最大の起爆剤となることは、もはや間違いない。本研修が、そういった弁護活動の一助となれば幸いである。

なお、この研修の映像は、日弁連研修総合サイト(※)内のビデオライブラリーに掲載されている。当日ご覧になれなかった会員の方々にも是非アクセスしていただき、刑事弁護の更なるスキルアップに努めていただきたい。

(大阪弁護士会会員)

※日弁連研修総合サイト：日弁連会員専用ホームページ(https://w3.nichibenren.or.jp/member/index.cgi)からお入りください。(会員専用ページをご覧いただくためには、IDとパスワードが必要です。)

取調べの可視化実現本部担当嘱託 青柳 周

「取調べの可視化を求める」 緊急院内集会開催される

取調べの可視化実現本部事務局次長 中西 祐

2007年12月4日、民主党は取調べの可視化制度の導入等を内容とする刑事訴訟法改正案を参議院に提出しました。

これを踏まえ、同年12月13日、参議院議員会館において、日弁連主催の「取調べの可視化(取調べの全過程の録画・録音)を求める緊急院内集会」が開催され、衆参両院から多数の国会議員の皆様にご出席をいただきました。

集会では、加毛修副会長の挨拶の後、志布志事件「踏み字事件」の元原告である川畑幸夫さんから、密室における取調べの状況が報告

されました。また、この間、民主党提出法案の作成に中心となって取り組まれてきた松野信夫参議院議員から、密室取調べの問題を改革しなければ

されませんでした。川畑さんは、ご自身が受けた密室取調べの状況を報告され、「取調べに入った瞬間から録画を始めなければ意味がない」と、取調べの全過程の録画の必要性を強調されました。

その後、当職から、本年1月に冤罪であることが発覚した水見事件における捜査の問題点を報告し、任意取調べ段階からの可視化の必要性を訴えました。

また、この間、民主党提出法案の作成に中心となって取り組まれてきた松野信夫参議院議員から、密室取調べの問題を改革しなければ

き、取調べの可視化の実現に向けて熱意を語っていただきました。最後に、田中敏夫取調べの可視化実現本部本部長代行の挨拶により、集会は盛況の内に幕を閉じました。

今回の集会では、残念ながら与党の国会議員の方からのご出席をいただくことはできませんでした。取調べの可視化の実現に向けた動きは、政治においても、もはや止めることのできない流れとなつていくことを実感した集会でした。(金沢弁護士会会員)



鹿児島県警による「踏み字」取調べを語る川畑幸夫さん

は日本の刑事司法は良くならない、今後毎日弁連及び冤罪被害者の方々と一緒に戦つていきたい、という力強いご発言をいただきました。松野議員の他にも、合計8名の国会議員の皆様からご出席・ご発言をいただきました。

大阪地裁2007年11月14日決定について

取調べ録画DVDの 謄写許可決定について

取調べの可視化実現本部事務局次長 坂根 真也

1 取調べの録画DVDの証拠開示について

公判前整理手続に付されていれば、取調べ録画DVDは供述録取書等として(刑訴法第316条の14第2号参照)、被告人であれば刑訴法第316条の15第1項7号に、共犯者であれば同項5号口ないし6号に該当し、類型証拠開示請求の開示対象となる。

以下では、録画DVDの謄写を不許可とする条件の取消を求めて裁定(証拠開示命令)を請求し、一部条件が付されたものの謄写を認める決定が出された例を報告する。

2 東京地裁平成19年10月19日決定

東京地裁は、「DVDは、検察官が取調べ請求する被告人の供述調書がすべて作成された後の取調べ状況を一回限り録音、録画

したものにはすぎないが、そこに記録された検察官の質問とこれに対する被告人の返答は、双方の語調、質問に対する返答の仕方、被告人の態度やその場の雰囲気等を一体として、当該取調べだけではなく、それまでに実施された取調べ状況をも推知させる重要な客観的証拠であるから、検察官の請求する被告人の全供述調書の証明力を判断するため、その取調べ状況を検討する必要があることも否定できない」とし、検察官が主張するデータの外部漏出等の弊害については、「弁護士倫理と刑事訴訟の規定する目的外使用の禁止制裁によりある程度(漏出が生じないことが)担保されているし、適切な条件を付することによりその危険性はほぼ除去できる」として、謄写を否定する理由にはならな

るに際し、
① 謄写枚数は一枚とする。
② 謄写に係るDVDのデータを複製して更にDVDを作成し、又は、パソコンのハードディスクに複製して記録するなどの一切の複製をしてはならない。
③ 謄写に係るDVDを再生するに際しては、インターネット等により外部に接続したパソコンを使用してはならない。
④ 本被告事件についての弁護活動が終了した際には、謄写に係るDVDのデータを消去しなければならない。

した。ただし、謄写を認めると、次のとおり述べている。
すなわち、「…本件DVDで撮影された取調べ状況を前提とする限り、検察官調書の作成段階においても、検察官は、被告人が、調書の読み聞かせ及び閲覧によつてもその内容を正しく理解することが困難な状態にあり、被暗示性が高いか、又は迎合的になりがちであることを認識しながら、被告人に対し、自己の意に沿うような供述を誘導しないし誤導し、被告人に不利な内容の供述を押し付けるといふ取調べをしていただけない。この疑いは払拭できない。このように、相当の高齢で聴力及び理解力等が劣(る)。(上記のような)被告人に対し、そういう状態にあることについて十分な配慮をせず、かえって、被告人の弁解を無視して、自己の意図する供述内容を誘導ないし誤導して押し付けるという取調べ

取調べの可視化実現本部副本部長 小坂井 久

1 はじめに

2007年11月14日、大阪地裁第11刑事部(西田眞基裁判長)は、検察官請求の被告人の自由調書(検察官調書)の証拠調請求を却下する決定をした。取調べの一部を録画したDVD(以下、本件DVDという)の内容を主な理由として、「任意性の疑いは明らか」と判断したのである。

2 事件の概要・争点と審理経緯

本件は「殺意をもって、果物ナイフで腹部などを多数回突き刺すなどしたが、傷害を負わせた」とごまかす、殺害の目的を遂げなかった」という訴因の殺人

未遂事件である。争点は、「殺意」、「過剰防衛」であるが、後記「決定」でも言及されている被告人の特性をも踏まえ、「自白の任意性」も争点となった。実質証拠たる自白調書として証拠申請されたのは、検察官調書2通であるが、起訴当日に35分間の本件DVDが録画されていた。弁護側が、公判前整理手続の類型証拠開示請求で、その存在を知った本件DVDを、「任意性に疑いがある」との立証趣旨で請求したところ、検察官は、「任意性の存在」を立証趣旨として本件DVDを請求し

3 決定について

決定は、本件DVDを的確に検証し、検察官の発問に誤導があり、あるいは、被告人の言い分を遮ってしまった部分があるなどと認定したうえで、結論と

4 まとめと代えて

本決定は、任意性そのものの基準についても、その立証のあり方・レベルという点についても、画期的判断を示した決定である。取調べの全過程の録画・録音(可視化)実現の途を切り拓くためには、かような裁判所の新たな動向に呼応する弁護活動が必要不可欠といわなければならない。

なお、判決は2007年12月27日にあり、懲役3年(未決算入150日)の実刑判決であった(求刑懲役6年)。過剰防衛とされたが、確定的殺意が認定された(被告側控訴)。

(大阪弁護士会会員)